

今回のラインナップ

- 1 指導監査課になりました！
- 2 各担当からのお知らせ



指導監査課になりました！

2018年4月に福祉総務課認可指導係が指導監査課になりました。業務内容の大きな変更はありませんが、町田市の福祉サービスの向上のために職員一丸となって業務を進めていきます。課長を含め13名の職員で業務を行いますのでよろしくお願いします。

業務内容

- ① 社会福祉法人の認可等及び指導監査に関すること。
- ② 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。
- ③ 指定介護サービス事業者等の指導監査に関すること。
- ④ 特定教育・保育施設等の設置者等の指導監査に関すること。



指導監査課の窓口等

窓口及び電話番号に変更はありませんが、電子メールアドレスとファクシミリ番号が変更になっています。紙面右下のお問い合わせ先を確認してください。



各担当からのお知らせ

法人担当

社会福祉充実残額は毎年度算定を

昨年度は、定款変更など改正社会福祉法に対応いただきありがとうございました。今年度も、6月30日までに、計算書類及び現況報告書を提出していただきますが、社会福祉充実残額算定シートもすべての法人が提出してください。なお、昨年度に社会福祉充実計画を作成した法人で、事業計画や社会福祉充実残額に大幅な変更がある場合は、変更申請又は届出が必要になります。該当する法人は相談してください。

法人に対する実地指導は、2017年度から3年に1回の周期で実施しています。また、5月には現況報告書及び法人調査書の作成依頼を予定しています。ご理解ご協力をお願いします。

介護サービス担当

報酬改定による基準・要件の見直しを

今年度は、第7期町田市介護保険事業計画の開始年及び介護報酬の改定の準備や対応により何かとバタバタしている事業所も多いかと思えます。報酬改定による新たな基準や算定要件の変更、特に加算については改めて見直してください。

介護サービス担当は、今年度も皆様と協力して介護保険事業の適正運営に努めたいと考えています。なお、実地指導は5月から始めていきますのでよろしくお願いします。

障がい福祉サービス担当

異動の時期は加算要件の確認を

福祉専門職員配置等加算や、放課後等デイサービスにおける指導員加配加算など、有資格者の配置により請求できる加算は、人事異動で加算要件を満たさなくなる場合があります。

改めて報酬告示や留意事項通知を確認のうえ、変更があれば速やかに指定権者へ変更届を提出してください。

保育サービス担当

今年度から改訂保育所保育指針が適用

今年度も、6月から実地指導のため各保育園に順次お伺いする予定ですので、よろしくお願いします。

今年度から改訂保育所保育指針が適用されました。内容の改訂に加えて、「保育課程」が他の要領に合わせて「全体的な計画」と言い換えられる等、文言整理も行われています。内容を見直す際には、文言の確認も併せてお願いします。



ご意見、ご感想、お問い合わせは、↓こちらまで↓お願いします。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）、042-724-4078（福祉サービス指導担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

ファクシミリ：050-3085-0996

町田市ホームページ

○ 社会福祉法人の認可等・指導検査

（トップページ>医療・福祉>地域福祉）

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryotai/tiikihukusihoka/fukusininkasidou/index.html>

○ 福祉サービス事業所等（介護・障がい・保育）に対する指導等

（トップページ>医療・福祉>地域福祉）

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryotai/tiikihukusihoka/jigyousho/index.html>

